

阿賀野市告示第58号

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市出産育児助成事業実施要綱（令和3年阿賀野市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5条第1項中「出生後2か月以内」を「出生日から1歳の誕生日の属する月の末日まで」に改め、同項第1号中「母子健康手帳」の次に「の出生届出済証明」を加え、同条第2項中「2か月以内」を「1歳の誕生日の属する月の末日まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、生後11か月目又は生後12か月目に転入した乳児の場合、転入した日から2か月以内に前項に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

第5条第3項を削る。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、支払月後に第5条第1項又は第2項に基づく申請があった場合は、申請翌月に支払うものとする。

第7条第3項を次のように改める。

3 おむつ費用助成金は、4か月分を3回に分けて、産婦が乳児を出産した日の属する月の翌月から起算して5か月後、9か月後、1年1か月後に当たる月内に支払うものとする。ただし、支払月後に第5条第1項又は第2項に基づく申請があった場合は、申請翌月に未払分の助成金を支払うものとする。

第7条第4項ただし書中「署名」を「同意」に改め、同条第5項中「署名」を「同意の確認」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

(4) 申請者が他の市町村（特別区を含む）に転出し、阿賀野市出産育児助成事業（申請者・口座）変更届の提出がないとき。

第8条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 阿賀野市出産育児助成金交付取消届の提出がない場合においても、公簿等により前項各号のいずれかに該当することを確認したときは、職権に基づいて次項の規定の例

により処理するものとする。

附 則

この告示は、令和8年3月26日から施行する。